

資料3 国籍法11条1項と現実社会

②アイデンティティと日本国籍

1 国内下級審裁判例における指摘

2012年11月7日東京地裁判決は、「国籍」について、人の「出自」とともに、「自己の起源を認識する契機として、いずれも自我の確立に深く結びついており、これらは人格権の重要な要素」となると判示した（甲63）。

2 弁護団アンケート回答の分析

武田里子は、国籍法11条1項の適用について実施されたアンケートの回答を集計・分析した（甲18-1。武田里子「国籍法をめぐる日本人当事者の実情」。「国際結婚を考える会（JAIF）」（甲125）、朝日新聞社（甲152-1～3）のアンケートも参照）。

武田の分析によれば、全回答者497名のうち、外国の国籍を志望取得した者は52名、生活上の必要性から外国の国籍の取得を考えている海外居住者は全回答者の半数以上の271名で、これらの合計323名が国籍法11条1項の適用に関わる状況下にあった。そして、その多くが日本国籍はアイデンティティである旨を回答しており、多くの海外在住の日本国民が日本国籍をアイデンティティの重要な要素と認識している。

特に、「11条1項の存在を知らずにいたケースも相当数あり、「出産後に子どもの日本国籍を取得するにあたって調べていくうちに（11条1項）に気づき、自殺しようかと何度も考えた」と記述した人もいた」ことが報告されている。

これらは、国籍とりわけ日本国籍が多くの人にとってアイデンティティの重要な構成要素であるという社会的事実を示すものである。

3 国籍をアイデンティティの重要な要素とする国際常識

国籍が個人のアイデンティティ（人格権）の一部を構成することは、今や国際常識である。

たとえば国際司法裁判所は、1955年、ノッテボーム事件の判決において、それまでの同種事案に関する諸国や司法機関の判断、学説等に依拠して、国籍とは、国家と個人の間の「愛着の社会的事実、存在の真正な結びつき、利益及び感情を基礎として、相互の権利及び義務の存在を伴う法的紐帯」であると述べた（甲61-1）。

その後、ストラスブール条約改正に向けた動きの中で、「ヨーロッパ移民労働者及びその家族の帰化ならびに重国籍問題に関する専門家委員会」は、「ある者の国

籍はその国民としてのアイデンティティーの感覚に相応するのが自然である」との指摘を含む提案を行った。さらに、1988年のヨーロッパ評議会総会では、「人の国籍は単に行政的事項にとどまるものではなく、人間の尊厳と文化的アイデンティティーの重要な一要素である」とする勧告が出された（国友明彦「国籍の任意取得による重国籍」22～25頁（1994年）、甲48）。

そして2016年6月30日の国連人権理事会決議「人権と国籍の恣意的剥奪」第11項は、「アイデンティティーへの権利は国籍の権利と本質的に連結している」と指摘した（甲62-1）。

4 民法学者、憲法学者の学説

日本においても、民法学の領域から、こうした世界の動きを紹介し、日本の法制を検討するにあたって重視すべきとする旨の指摘がある。たとえば、山本敬三「国籍と人権」（1997年、甲56）は、複数国籍者の国籍を「どちらか一つに絞ることを強制するのは人権の侵害につながる」「祖国へのアイデンティティーを保ったまま、居住地国の国民たる地位を取得できることが望ましい…（とする）傾向が世界的に広まっているという事実は十分に注目されなければならない」とする。

憲法学者でも、館田晶子「人権としての国籍の可能性」（2019年、甲106）の他に、たとえば門田孝「憲法における「国籍」の意義」（1998年、甲58）は、「国籍によって、各人は自己のアイデンティティに対する権利ないし利益を保障されてきたといえるのではないか」と述べたうえで、「とりわけ民族的一体性を強調される従来の国民国家における国籍については、民族的一体性が強調されるが故に、国籍をもつということは即、民族としてのアイデンティティを確認することにつながるものだったのであった。このことは、社会において少数民族を構成する外国人において、特に顕著に見出だされるように思われる」と述べている。この見解は、国外に移住した人の複合的なアイデンティティへの対応にとって望ましいとの観点から複数国籍を肯定する国際的な議論に通底するものである。

5 憲法学者、政治学者の実感からの論説

憲法学者の奥平康弘は、1994年の「国籍を離脱する自由雑感」（甲19）というエッセイで、

「ぼくには、国籍というものを単に便宜的なものと受け止めたくない思いがある。生まれたときからぼくのなかに埋め込まれていた国籍は、まことに冷たい制度であって反逆したくもなるが、疑いもなく自分のアイデンティティの一部（ピロング）を構成している。こういうものとして、冷たい制度でありながら、よきに

つけ悪しきにつけ、心情的なるものが底辺を流れている。ときとところで衣の如く着替えるということは、ぼくにはできそうにない。」

と述べ、生来の日本国籍が自分にとってのアイデンティティの一部になっていることを極めて率直に記している。

政治学者の鈴木章吾は、「英国人にさせられた日本人」と題する論文で、英国国籍を取得するまでは日本国籍をアイデンティティとして意識していなかったが、国籍法11条1項により日本国籍を失ったとき初めてアイデンティティの喪失感に見舞われたという実体験をふまえて、自身が政治学者として「国民国家」の幻想やコスモポリタンな理想を説いてきたにもかかわらず、「祖国に「棄てられた」悲しみや辛さは自分でも意外なほど大きいものであった。「自分のアイデンティティを法律で認知してくれない日本なぞどうでもいい、これから自分は英国人として生きる」と思うことができればどんなに気持ちが楽であっただろう。」と心情を吐露している（「英国人にさせられた日本人」（雑誌アステイオン所収（2018年）、甲73））。

奥平のエッセイや鈴木論文は、本人が望むと望まないとにかかわらず、また、本人が意識しているとしていないとにかかわらず、大多数の日本国民にとって生来の日本国籍がアイデンティティの根幹にあることを雄弁に示すものである。

そもそも人は、国籍国内在住であれ国籍国外在住であれ、国籍国、国籍国社会の影響下あるいはそれらとの関係性の中で、人格を形成していく。換言すれば、国籍の影響を受けて外部・内部から自己規定され、人格形成が進む。だからこそ国籍に愛着が生じ、国籍がアイデンティティの一部となっていく。ノッテボーム事件判決で「愛着（Attachment）」という語が使われたのは、国籍と個人の人格とのこのような関係性をふまえたものにほかならない。

特に、親から受け継いだ血統による生来の日本国籍は、先祖や親族との世代や空間を超えた親密なつながりを象徴し、自らの来し方、帰る場所を折に触れ想起させるだけでなく、日本国内外の友人たちと協働して母国である日本を進歩発展させていくうえで必要な、かけがえのない絆でもある。

また、日本国籍がなくなった者の氏名の日本での公式表記はアルファベットによることになるため、日本国籍は、日本語を用いた名前を通して伝えられる名づけ親の思いを、名前と共に持ち続けていくうえで不可欠の前提でもある（東京訴訟における原告の陳述書。国籍はく奪条項違憲訴訟支援ネットワークウェブサイトで公開しているほか、https://www.bengo4.com/c_18/n_8143/などで報道された）。